

立憲制の定着と
新しい立憲制国家

19世紀後半、欧米では市民革命にはじまる
政治理念の定着がみられ、世界各地でその
しくみがモデルとして意識されるようになった。ヨーロッパでは、

1848年以降、立憲制の導入やナショナリズムによる国家形成の動
きが強まり、支配者もこれを無視することはできなくなった。

プロイセンでは、1848年革命が挫折するなかで、君主権の強い憲
法が制定された。その後、プロイセンは、軍事力と経済成長を背景
に、ドイツの統一に向けて主導権をにぎり、宰相ビスマルクのもと
で第二帝政下のフランスとの戦争に勝利した。この戦勝のなかで、
1871年、ドイツ帝国が成立した。

イタリアのナショナリズムも、立憲君主制を導入したサルディニア
王国が主導するようになり、1861年にはイタリア統一が実現した。

一方、戦争に敗れたフランスでは、ドイツとの講和に反発したパ
リの民衆が蜂起してパリ・コミューンとよばれる政権を一時的に樹
立した。これは短期間で鎮圧されたものの、次第に共和制が定着し
た(第三共和政)。この時期には、イギリスでは自由党と保守党によ
る二大政党制が発展し、両党が交代しながら政権を担当した。その
なかで選挙権も拡大され、英仏両国では立憲制の定着が進んだ。

サンプル

アジアにおける立憲制と 大日本帝国憲法

歐米において、程度の差こそあれ、立憲制が定着すると、アジアでもこれを導入

し、統治の安定をはかる国があらわれた。1876年、オスマン帝国

では、法治国家であると内外に示すことを目的に、ミドハト・パシ

ヤのもとで憲法が発布された。しかし、スルタンは1878年にはロシ

アとの戦争を理由に憲法を停止し、専制政治を行った。

1870年代から80年代の日本では、明治維新後の新しい国家のあり

方が模索されるなかで、歐米の思想を学んだ知識人や、地方の人々

も参加して、民主化を求める自由民権運動が巻き起こり、さまざま

な憲法案が発表された。政府も、歐米モデルの近代化をはかる制度

改革の一環として憲法制定をめざしており、1881年に、10年後に国

会を開設するという勅諭を発した。

この時、君主権の強いプロイセン型の憲法を採用することが政府

の方針となり、1889年、天皇が定める欽定憲法として、大日本帝国

憲法が発布された。天皇はすべての統治権を有したが、それはさま

ざまな機関に委ねられて執行されるしくみであった。立法権を担つ

たのは衆議院と貴族院からなる帝国議会で、衆議院議員は選挙によ

り選ばれたが、選挙権は当初は一定の税金をおさめる男性に限定さ

れた。帝国憲法には言論・出版・集会・結社の自由などの人権も規

定されたが、いずれも法律の範囲内でしか認められなかった。

各国の憲法は、共通性をもちつつ、各国家の成り立ちを反映して、

それぞれの特徴をもっていた。